

令和3年度第2回我孫子市入札等監視委員会会議概要

- 1 会議の名称 我孫子市入札等監視委員会
- 2 開催日時 令和4年2月25日(金) 午前10時から午前11時45分まで
- 3 開催場所 議会棟A B会室(オンライン併用会議)
- 4 出席者

(1) 委員

川崎 満委員(委員長)、原 崇人委員、高橋 義人委員
欠席者 なし

(2) 事務局

高橋契約検査室長、四家、宮川

5 議題

- (1) 令和3年度根戸近隣センター及び久寺家近隣センター清掃業務委託
- (2) 令和3年度並木1号公園ほか83カ所公園管理業務委託
- (3) 我孫子市公共施設包括管理業務委託(公契約)
- (4) GIGAスクール構想構内LAN整備工事(公契約)
- (5) 第2期基幹システム運用業務委託
- (6) 我孫子市庁内ICTインフラ及びセキュリティ環境提供業務委託
- (7) 給与明細Webシステムの構築業務委託並びにシステム保守業務委託及びシステム使用契約
- (8) 我孫子市国民健康保険・後期高齢者医療窓口等業務委託(公契約)
- (9) 我孫子市小中学校19校ファクス賃貸借(長期継続契約)

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴者 なし

8 会議の内容 議事

9 議事

- (1) 令和3年度根戸近隣センター及び久寺家近隣センター清掃業務委託

【担当課：市民活動支援課】

川崎委員長：質問事項1 清掃業務委託に建築物衛生法第12条の2に基づく都道府県知事の登録を要件としているか、質問事項2 下請契約があるか

担当課：資料に基づき回答した。

川崎委員長：落札状況を見ると、平成30年、令和元年、令和2年、そして今回の令和3年度は、同じ業者が落札している。うがった見方をするならば、このように落札者が固定化されているのは、参加者において話し合いなどがされているのではないかという懸念が生じないとも限りません。一般競争入札であるにもかかわらず、このような落札者の固定化については、市の姿勢としてどのよう

に考えますか。

2点目として、予定価格算出根拠資料の中で、参考見積徴取した事業者のうち最低の見積額を予定価格としているが、清掃業務に関しては、最低見積額を自動的に予定価格とするのではなく、積算した上で、適正な価格を予定価格にすることはできないのですか。

担当課（渡邊）：まず1点目の質問に関して、確かに毎回同じ業者が委託を請負うという結果になっています。一般競争入札にはかけていますが、毎回落札者が同じとなってしまうことについては、仕様書の内容や予定価格の算出の仕方を見直すなど検討をしていきたいと思えます。

2点目については、複数業者から見積りを取って、予定価格を算出しているのですが、項目ごとに積算して予定価格を出すという方法についても、今後検討していきたいと思えます。

川崎委員長：本件は、以上で終了します。

（2） 令和3年度並木1号公園ほか83カ所公園管理業務委託

【担当課：公園緑地課】

川崎委員長：質問事項、岡発戸市民の森の管理及び予算

担当課：資料に基づき回答した。

川崎委員長：説明にあった岡発戸市民の森の維持管理の内容についてですが、ボランティアがその中心メンバーになって市民の森の清掃、管理などをなさっています。そのボランティアの活動に対し、質問者として御協力いただいているボランティアの方々に1市民として感謝を申し上げたいと思えます。岡発戸市民の森と中里市民の森が、基本的に市民のボランティア活動によって維持されているということから、例えば、根戸船渡緑地ですか、あそこも私は関心があり、見ているのですが、景観と申しますか、理想的な市民の森として現在に至っている状態ですね。国土交通省の表彰なども受けたということ看板から読み取ることができます。できれば岡発戸市民の森、実は私の住まいが岡発戸市民の森から近い位置にありまして、よく岡発戸市民の森などを散策するのですけれども、できれば、根戸船戸緑地の景観に近づけ、市民が憩える場所、或いは子供達もう少し近づけるような環境ができないものだろうか。もちろん、かなり整備は現在されつつあります。もう少し針葉樹などの間伐とか、そういったものも前進していただけると、子供たちも近づいて、森に興味を持っていただけるのかなという、若干懸念がありますので質問させていただいた訳でございます。これからボランティア活動を中心にして、市民の森が益々市民にとって興味があり、また、親しめる憩いの場として、活動されていかれたら、非常によろしいのかなというふうに感じております。以上でございます。

担当課（飯泉課長補佐）：岡発戸市民の森の間伐につきましては、先ほども説明しましたように、地権者から山林を保存緑地として指定してるところをお借りしてるところがありますので、数年前なんですけども、地権者さんがスギの木を植栽

して、そこがかなり鬱蒼とした状態になったことがあります。そこを数年に分けて、間伐したという経緯はあるんですけども。それから今経過を見てるところなどもあるんですね。ただ、市民の森としまして、なるべく里山、我孫子に原風景として残る里山というようなイメージを、強く意識して、設置するものと認識しておりますので、今現在、様子を見ながら、必要に応じて間伐をする必要があるんだと思うのですが、それは地権者の同意を得てからじゃないと切れないところがあるんですね。現在のところ間伐する予定はないですけども、ボランティア活動は清掃がメインになってきますので、それ以外に必要と思われるものについては、市でしかるべき予算を計上しながら、必要に応じて行います。特に、スギですとスギ溝腐れ病という病気で途中から幹が折れてしまうようなものがありますので、そういうものを中心にしながら、検討していきたいと考えております。

原委員：原から、少しだけ質問させてください。私はこの問題を全然知らないの素人的な質問ですけども、都市内に122公園あって、84公園は、我孫子市さんの方で業務委託をして予算計上してやっている。他のそれ以外の公園については、市民団体とかボランティアとかそういう方で運営していただいているので、市としては特段予算計上してないということでしょうかというのの一つ。もう1点、布佐市民の森は、1管理業務委託を行っているということですが、84公園の中にちょっと私が見る限り含まれてない気がするのですが、これはどういった形で予算計上をしているのでしょうか。その2点について教えてください。

担当課（飯泉課長補佐）：まず1点目のこの契約以外の自治会、団体の業務委託についてなんですけれども、自治会さんに委託料として、微々たるものですが、予算を計上させていただいて、ボランティア活動の範囲内の金額でしかありませんが、お支払いしております。それから福祉の方につきましては、障害者等の就労機会の拡大といいますか、充実といいますか、そういった目的で委託料を多少でありますけれども、お支払いさせていただいてる状況でございます。2点目の布佐市民の森の維持管理につきましては、布佐市民の森の1管理ということで、公園と別口の予算を計上させていただいて、その中で業務委託をさせていただいてるのが現状です。

川崎委員長：本件は、以上で終了します。

（3） 我孫子市公共施設包括管理業務委託（公契約） 【担当課：施設管理】

川崎委員長：質問事項1、令和2年度と令和3年度の契約額の違い。質問事項2、令和2年度と令和3年度の契約方法の違い。

担当課：資料に基づき回答した。

川崎委員長：ひとつ再質問ですが、2番目の御回答の中で、公募型プロポーザルの特色として、評価項目に市内事業者の活用を入れたことが挙げられると御説明がございました。これは例えば、公共施設の包括管理業務を進めている最中に、

何か修繕を必要とするとか、何らかの工事などが生じた場合に市内事業者に再委託、或いは下請工事の発注などをするとかそういった意味合いも含まれているのか、この件について再質問をさせていただきたいと思います。それからもう1点、感想なんですけれども、私、このテーマについて、ちょっとインターネットで少し調べてみたんですけれども、ふるさと財団の研究テーマの中に東洋大学の根本雄二教授の研究論文が、ネットで調べることができました。そのテーマは、千葉県我孫子市の実績データを用いた公共施設包括管理業務委託の効果試算、このような表題で論文を書かれております。根本教授の研究の中では、我孫子市が目指している公共施設包括管理業務委託の経費削減はもちろんのこと、それぞれの施設の耐用年数とか、様々なことから利点大きいという好意的な論文の内容でございましたので、今回、このような形で公募型プロポーザルでこの業務委託を推進されることは、非常に望ましいという印象を受けましたので、感想を述べさせていただきました。私の方から、再質問と感じたこと、以上でございます。

担当課（服部主査長）：簡易的な修繕、ボルトの増し締めとか、あとは球切れしてる電球の交換とか、ドレーンの詰まりとか、そういった簡単な修繕はその場で対応できるものはしていただいて、より大きな修繕とか工事とかが必要な場合は、それぞれの施設の所管課とやりとりをして、各所管課で対応しました。

川崎委員長：本件は、以上で終了します。

（４） G I G Aスクール構想構内 LAN 整備工事（公契約） 【担当課：指導課】

川崎委員長：質問事項、随意契約の理由、内容、手続など

担当課：資料に基づき回答した。

高橋委員：それでは少し、確認させていただきます。よろしく申し上げます。今回この契約は、2号随意契約ということですが、プロポーザル方式ではない訳ですね。プロポーザル方式によらなかった理由、あと、このG I G Aスクール構想自体は、報道等でも分かっている訳ですが、経緯の契約の理由ところで、現在あるネットワークをG I G Aスクール構想に見合うように整備拡張していくに当たって、既存の業者をお願いするのが一番手っ取り早いという理由のように思ったのですが、今現在、各学校の施設などにLANを引くというときに色々な通信方式というのもあると思うのですが、1つの最初の業者に決めてしまったら、そこからもうこの業者しか持っていない技術とか、方法であれば、他のところにもう変えられないということに、この今回の件だけではなく、それやっぱ一般市民から見ると、ちょっと説得力がないというか、一旦もう決まってしまっただけで、要するに簡単に言えば、この技術を使える業者がここしかないとなると、もう変えられませんよね。変

える余地というのは、見直しをしなくなると思うのですね。もしそういった専門技術を持つ業者がそこだけで、専門性が高いということであれば、随意契約かどうかという時に、例えば選定委員会という専門的な判断をチェックするような場に提示して審査してもらおうといったプロセスは今回なかったのでしょうか。雑駁な質問でいくつかまとめてしまったのですが、よろしくお願ひします。

担当課（人見指導主事）：回答いたします。今回の小中学校のネットワークの整備ですが、全体を見直すことではなく、既に稼動している校務用のネットワーク等がありまして、その整備にG I G Aスクール構想によって付け足すような形となったため、プロポーザル等でそこに付け足すような情報を提供することができないため、随意契約として進めました。本来ならば、全体を総括してネットワークを見直せば、様々な業者も入ることができるのですが、既に稼動している校務用等のネットワークがあったため、G I G Aスクール構想を早急に整備するには、その見直しで付け足すということで、プロポーザル方式は採用いたしませんでした。既に稼動している校務用のネットワークにプラスして、G I G Aスクール構想のネットワークも現在稼動しております。そういったため、選定委員会等も今回は設けておりません。簡単ですが、以上です。

高橋委員：どうもありがとうございました。既存のネットワークの使っているインフラがあったので、それにさらに追加するというような趣旨だったと思うのですが、そのために、既存の部分を無駄にしないために、今現在、お願いしてる業者さんをそのままG I G Aスクール構想の方でも、追加の設備等を付けていきながら、契約したという趣旨でよろしいでしょうか。分かりました。ただ、その際に最後の別にお尋ねしたところなのですが、一旦そういう形で、ある程度資金を投資してしまうと、状況が変わってきたときに、そのシステム自体を、例えば今回の件だけでなく、見直すという時に、既存のシステムがあるからということだと、最初の時点で選定したところから、変更の余地は全くなくなるかなと思うのですが、そういう場合は、どうしてもいろんな面で無駄にしないように活用していくという必要だと思うんですけども、その部分を市民に対して説明するというのも必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

担当課（人見指導主事）：はい。現在のNTTのネットワークの契約が、令和7年度の9月までとなっております。本来こういったインフラは長期的なビジョンを持って、見直していく必要がありますので、令和7年度に向けては、再度、ネットワーク全体を見直して、必要な整備をしていく方針です。

高橋委員：その際には、例えば、専門家委員会のようなものを設けて、契約先の選定ということについて、技術的な判断も含めて専門家が審査するというプロセスもあるということですか。

担当課（人見指導主事）：はい。令和7年度の調達に向けて、令和4年度からコンサル業務を入れて、公平性のある仕様書を作成する予定です。

高橋委員：分かりました。もう1点、今現在の仕組みがあって、その技術を使いたい、

要するに継続したいという最初の趣旨ですけれども、今現在使ってるネットワークのシステムというのが、ある程度特殊なものであって、今の業者さんしか使えないというそういう趣旨もあるのでしょうか。

担当課（人見指導主事）：特定のこの業者しかできないようなシステムではなく、改めて必要なシステムは、今後また調達をかけることができると思っております。

高橋委員：今回はそれをしなかったのは、なぜですか。

担当課（人見指導主事）：はい。それは、先ほどからありましたように、今、既に稼働している部分をそのまま使うために、今回はそういったような検討はしておりません。

高橋委員：私もよく分からないのですが、随意契約の理由としては2号契約になるのでしょうか。

担当課（中山課長補佐）：指導課中山と申します。随意契約理由の中なんですけれども、平成30年度に提案型公共サービスで東日本電信電話株式会社が受託して、令和7年度まで委託している業務は1本あります。今、人見の方から説明しております既存のネットワークになっております。その中で、既存のネットワーク整備事業者しか知り得ない機密情報というところで、2号随契ということにさせていただいております。以上です。

高橋委員：今現在の業者さんの契約はまだ続いていて、そこでの特殊な技術とか手法を用いる要素があるという理解でよろしいでしょうか。分かりました。

川崎委員長：本件は、以上で終了します。

（5） 第2期基幹システム運用業務委託

【担当課：情報政策課】

川崎委員長：質問事項、随意契約の理由、内容、公募型プロポーザルの手続など

担当課：資料に基づき回答した。

高橋委員：1点だけ確認させていただきます。価格点と技術点、今回のこのプロポーザルの評価で、価格点技術点を4対6で実施したと。選定委員会で最終的に事業者を特定したということなんですけれども、この選定委員会での具体的な中身の審査で、例えばこういう専門技術的な判断を要するような事柄について、具体的な専門技術的な基準っていうのは、我々が聞いても分からないかと思うのですが、専門的技術を判断する専門委員会でも審査する具体的な審査基準について、簡単でいいので、こういったチェック項目があるのかということ、もし可能でしたら教えいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

担当課（山梨）：はい。公募型プロポーザルの中で、審査自体は3回行っておりました、ドキュメント審査、次に担当課によるヒアリング等、デモンストレーションの審査、最後にヒアリングによる選定委員会委員から直接のヒアリングによる審査を行っております。技術的審査につきましては、当初、コンサルタントを入れておまして、仕様書あと評価書の提供を受けておりますので、そちらをもってドキュメント審査、第2回審査、デモンストレーションヒアリング審査において、そのシステムの評価というものを行っております。以上であります。

す。

高橋委員：どうもありがとうございました。そこでの評価項目というか評価基準というのを、例えば、1 から 5 まであるとか、1 から 3 までというような、何か分かりやすい基準のようなものはないでしょうか。

担当課（山梨）：評価項目としましては、第二次評価とデモンストレーションヒアリングでの評価になります。機能要件と非機能要件と評価をしています。基準の 1 例としましては、宛名システムにおいては DB 管理がしっかりできているか、管理の範囲がどこまでなのか。収納システムにおいては収納の一元化、各業務上、介護確保とか、国保の収納の一元化ができているか、滞納の一元化ができているか、個人住民税においては確定申告による職員の負担軽減ができているか、そういう詳細の項目について評価をしております。

高橋委員：今、伺った割と細かい業務内容との関わりにおいて、割と細かいチェック項目というのが、技術的な仕様についてもあるという理解でよろしいでしょうか。分かりました。ちょっと気になりましたのは、専門技術的な要素が入ってくる判断というのは選定委員会という専門家を含めた委員会の中での議論があると思うのですが、その要素というのを具体的な基準というのを簡単でもいいので、何かどういった項目をチェックしてるのか、どういった観点からチェックなのかという説明があった方が、市民から見たら分かりやすいかなというふうに思いました。どうしても専門技術的な判断だというふうになりますと、その部分がブラックボックスになってしまって、全くその部分のチェックというか、確認というのが、我々の方からもちょっとしづらいところもあるのですが、選定委員会で大体こういった観点からの、今回の公募についてはこんな観点からのチェックがありましたというようなところを伺いたいと思ったところでした。どうもありがとうございました。

川崎委員長：本件は、以上で終了します。

（6） 我孫子市庁内 I C T インフラ及びセキュリティ環境提供業務委託

【担当課：情報政策課】

川崎委員長：質問事項、随意契約の理由、内容、公募型プロポーザルの手続など

担当課：資料に基づき回答した。

高橋委員：どうもありがとうございます。それでは、これについてもお尋ねしたいのですが、先ほどの案件もそうだったのですが、公募型プロポーザルの手続を行ったということで、これも選定委員会の中での専門技術的な判断という部分もあったかと思うのですが、今回は機能的な要件と価格面での基準というところから選定されたという理解でよろしいでしょうか。価格面の方が 50% という割合だったということでしょうか。

担当課（沖主査長）：価格点については 50% でございます。それから機能要件、こちらはプロポーザルの方に一覧表として付けてあります。この適合状況については 25% で、この 2 つで 75% の内容を占めています。専門的な技術のある職員

が、我々の部署に揃っているのですけども、そういった良く分かる職員をメンバーに据えたデモンストレーションに対する選定委員会というのを実施しておりまして、18%が選定委員会によるデモンストレーションで評価をしています。残り7%は事業者の規模だったり、経営状況だったり、それから、実績、そういったものの評価という形になります。選定委員に関しては、一般の方が入るとほとんど言葉の意味も分からないような状態になったりすることもありますので、主に電算部門に関わってる人間で評価を行っています。

高橋委員：分かりました。今、伺った中でこの機能的な要件というのが、専門技術的な判断を要する技術的な選定基準というように理解しよろしいでしょうか。分かりました。それについては、市役所内の専門の方がメインで、選定委員会の中に、案件に応じて入られるということによろしいでしょうか。

担当課（沖主査長）：はい、そのとおりでございます。機能要件に関して、およそ180項目ほど採点を細かくしております。それに加えて、さらにデモンストレーションで、運用に問題ないかとか、スケジュール的に無理がないかとか、製品同士が競合したりとか、その組合せの悪いような製品になってないかとか、そういったところも評価しております。

高橋委員：かなり丁寧な基準を設けているというのは分かったのですが、専門的な判断であればあるほど、もしかしたら市民の側から見ると、手続面において、外部の第三者もその中に1名2名入っていた方が、この案件だけではなくて、説得力があるというふうに正直思いました。どういった機能要件を定めているかということホームページなどで公表されているのでしょうか。

担当課（沖主査長）：はい。まず、プロポーザルの資料についてはホームページに公表されていますので、一般の市民の方も閲覧することが可能な状態でプロポーザルを実施しています。それから評価の後の結果についても、まとめた形でしかないのですけれども、各業者に対して、こういうところが何点だったという形で公表しています。

川崎委員長：本件は、以上で終了します。

(7) 給与明細Webシステムの構築業務委託並びにシステム保守業務委託及びシステム使用契約 【担当課：総務課】

川崎委員長：質問事項1、落札率が低い理由。質問事項2、他2社の入札額について

担当課：資料に基づき回答した。

原委員：ありがとうございます。まず見積りを取る業者は、今回で言うと2社だけなのですけども、どういう基準で選んでいらっしゃるのですか。見積り業者は、必ず入札に参加するということになっているのですか。これを見ると、結局、見積業者も入札に当然参加しているということになっていますけれども、その見積業者はどうやって選定していますかという質問が1点目です。まずその点についてお答えください。

担当課（鈴木課長補佐）：令和2年の年末頃から令和3年5月にかけてまして、市場価

格の調査と、仕様書の作成のために、概算見積書を取り寄せております。こちら8者、資料を入手いたしました。補正予算の入力が7月でありましたので、これらの8者のうちから、7月1日現在において入札参加資格があり、地域要件を満たす事業者を調べたところ2者のみであったので、この当該2者に入札参加の意思確認を行いまして、見積書を徴取いたしております。もともと取り寄せました8者につきましては、全く地域要件等を加味せず、ネットで検索したものであったりですとか、あとは近隣市で同じようなWebシステムを導入しているところで柏市がございましたので、そちらの事業者さんであったり、あとは市においてシステム開発で既に実績がある事業者さんなどに、声かけさせていただきました。あとは、実績がなくとも、システム開発でこういった同じような業務をやっているところを調べまして、そういったところから取り寄せたものです。

原委員：今回の予定価格を出すに当たっては、結果的にその入札した業者からの見積りの平均額を出してるということでよろしいですか。

担当課（鈴木課長補佐）：入札の対象の事業者が、要綱の方で500万円以上1000万未満については、入札参加対象者が6者以上という要件がございますので、その地域要件を確認いたしまして、そこに該当するのがそのうちの2者だったということですよ。

原委員：入札者と見積り者が一緒だと、入札の中でいろいろ有利に扱うということで、見積額を多少調整することがあるような気がします。もっと客観的に、例えば、今話が出た柏市で使ってる業者さんとか、そのほか知っている業者さんとか、今回入札に参加しないけれども、こういう業務であればこの程度の見積りが出せまるといったような予定価格の決め方は、特段されていないのですか。

担当課（鈴木課長補佐）：市場価格を調査する意味で、8者から見積書を取り寄せているのですけれども、この時点においては詳細な仕様がまだ定まっておらずで、各者の仕様に基づいたもので、こちら的人数であるとか、年間のアップロードする件数などを考慮して、各者に予算を見積もっていただきました。それで8者の平均額が、税抜きで総額655万円ほどございまして、市場価格ともそんなに離れていなく、若干下回ってございましたので、予定価格は、適正と考えております。

原委員：2者だけの単純平均価格を出しているのではなくて、全部で8者の見積りを調べた上で、今回出されたものを担保しているということですかね。そうすると、やはり予定価格を出す時の御説明とすると、これだけだと単純に2者間の平均値をとっておりましたというだけしか御説明をいただいてないので、結局、入札参加者の見積りだけで決めてるのかというふうに誤解を招くと思いますので、できればこういう担保、この金額がより適正であるという理由までお示しいただけると大変嬉しいかなと思います。もう1点ですけれども、今回落札業者を見ますと、17ページになりますかね、構築業務委託は0円という表示になっていて、ここも含めての今回見積りの金額になっていると思うのですが、

ここは0円となっているのはどんな理由になるのですか。

担当課（鈴木課長補佐）：こちらの落札した事業者さんですけれども、他の課でシステム開発の実績がある事業者さんでございましたので、この見積りを取り寄せた8者のうちの1者です。こちらの事業者さんは、市内の事業者さんなのですが、我孫子市に対しては採算がとれないけれども、汎用性が高いシステムを構築すれば他への販売を視野に入れることで、採算を度外視してでも、市に貢献したいというようなお話を伺っておりますので、そういったことから、そもそもこのシステムもこの事業者さんは、パッケージ化とかしていなくて、まだ作っていなかったんですけれども、市のために、今後の販路拡大も含めて貢献したいというようなことで、ランニングコストのみで、やっていけるといようなお話がございました。

原委員：あくまで今回の仕事だけの契約だけれども、構築の部分に関しては費用をいただかないと、その話は別問題のような気がするのですが、これからの営業の判断として構築業務の費用をいただかないという判断だったのですね。分かりました。

川崎委員長：本件は、以上で終了します。

（8） 我孫子市国民健康保険・後期高齢者医療窓口等業務委託（公契約）

【担当課：国保年金課】

川崎委員長：質問事項1、入札者から契約者を選定した根拠（2者とも100%と思われるため）。質問事項2、公契約条例の運用についての確認方法（派遣会社であるため）。

担当課：資料に基づき回答した。

原委員：ありがとうございます。質問1の件について、10ページのところで結果表があると思うのですが、これを見ると経営状況を見てもすごく分かるとおおり、大きな会社と小さな会社で、なかなか勝負にならなかったという感じが印象としてはあります。あまり競争の原理が正直働いてないのかという感じがしたのですが、なかなか難しいところとは思うのですが、今回、見積額がそのまま契約金額になっているというふうに感じているんですけども、この点の見積金額から契約金額に至るところでの交渉というか金額的な保障というのは特段できない状況なのでしょうか。

担当課（山本）：御回答いたします。こちらの見積額がそのまま契約金額になった経緯につきましては、当初、プロポーザルを行うに当たりまして、提出させていただいてますとおおり仕様書を基に金額を算定していただいております。プロポーザルのヒアリング等を行った結果につきまして、委託する内容について、全て相違がないというところで、相手方に再度見積りの精査を依頼いたしました。

こちらのプロポーザルの見積書と同額であるということで回答をいただきました。以上です。

原委員：ありがとうございます。続いて質問2の点について再質問させていただきます。これは、多分、公契約審議会で議題に上がるような話で、この委員会で質問したのが適切か分からないのですが、確認方法については分かりました。実際の労働者の方に対して意見を伺う機会を作ったりですとか、あと労働者の方に今回は公契約条例適用の事業ですということで、何らかの周知はされているのでしょうか。その点についてお答えください。

担当者（四家）：契約に当たりまして、周知事項となっておりますので、原則的には、皆さん、いわゆる労働者の方に周知されてるといふふうに考えています。

原委員：具体的には我孫子市さんとしてはどのように周知されているのですか。

担当者（四家）：市が直接確認するという事は、今まで他の業務についてもしておりませんので、契約上の中で、受注者は労働者に対して、掲示又は文書による周知をしてくださいということになっておりますので、それに基づいてされてるといふふうに、全ての業務について認識してるところです。

原委員：周知を具体的にその事業者が労働者に対してどのように周知しているか、具体的な周知方法について我孫子市としては把握していないのですか。

担当者（四家）：はい。特には把握しておりません。ただし、マニュアルにも載っているのですが、参考周知文書というのを載せておりますので、それによってやってくださいということで、今まで特にやったということをお知らせしたというケースはございません。

原委員：他は意見です。公契約審議会ではないので、あくまで、単なる一意見ですが、やはりそこは当然公契約条例を施行されている以上は、従業員の方がどのように意識しているかというのは、委託先である我孫子市さんとしても、きちんと事業者がどのように周知しているのかということをお知らせくださいとか、あと場合によっては、先ほどもちょっと言いましたけども、実際、労働者の方が本当にそこを把握されてるかどうかということを確認するとか、そういうことをお考えいただいてもいいのかなと思っています。これは答えいただく必要はないですが、私も野田市の公契約審議会ですらそういう議論はしてるものですから、御検討いただきたいと思っております。以上です。

担当者（四家）：はい。公契約審議会からも現場の周知ということでは、大事な事だということではっきり言われております。ただ、これについては事業者さんの考え方もあります。特に、工事現場においては、いろいろな立場の方が働いておりますので、そこをいわゆる受注者としてやるのは、非常に難しい面もある

というような意見も出ておりますので、そこは事業者の代表する側と、労働者を代表する側、あと学識者の方もおりますので、その辺は周知の確認の方法、現場に入ってやるのか、単にやっていますよという報告を受けるのか、その辺のやり方については公契約審議会と、今後、しっかりと話していきたいなというふうに思います。ですから、こちらから一方的に、事業者さん側に対して、その周知の実態をきちんとあげてくださいといった行為に出るかということについては、今のところ課題として思っております。以上でございます。

川崎委員長：本件は、以上で終了します。

(9) 我孫子市小中学校 19 校ファクス賃貸借（長期継続契約）

【担当課：学校教育課】

川崎委員長：質問事項 1、入札者 1 社に対して落札率が低い理由（そもそも見積方法）。

質問事項 2、長期継続契約とは何年を予定しているか。

担当課：資料に基づき回答した。

原委員：ありがとうございます。質問 1 に関連してですけれども、まず、見積業者の選定基準、2 者だけだった理由、かつ高い事業者の見積額を予定価格とした理由。先ほどの総務課さんだと 2 者取って、その平均値をとりましたという回答がありました。予定価格は、そもそもどうやって出すのか分からなかったところがあるので、どういった形で予定価格の算定、見積業者の選定、数の選定、最終的な予定価格の算出をどのような過程で決めているのか教えていただけますか。

担当課（蛭原課長補佐）：こちらまず入札の参加資格で、リースの業者、物品を扱っている業者の中の電気とか、電気製品に登録があるかを確認し、以前使用していた NTT ともう一社から見積りを取りました。予定価格を 2 者の平均とし、万が一入札が不調となり、契約することができなくなりますと、学校現場で FAX が使えないということになりますので、安全策として高い方の見積額を予定価格として設定しました。

原委員：予定価格は、ある程度担当者レベルで、見積りを取って、こういう事案だからこれぐらいにしようかという感じで決めているのですか。基準があって、こういうふうに決めましょうというのが特段ある訳ではないですか。

担当課（蛭原課長補佐）：5 年間借りた場合で、予定価格を設定するのですけれども、台数が多かったりすることもあり、当時、価格に開きがあったのではないかと思います。

原委員：これはファックスですよ。複合機ではないですよ。ですから、カウンター料金とかそういうのは発生しないと理解していいですよ。この月 5 万 9400 円、FAX の通信費用は別に掛かるのでしょうけど、他に掛からないということですね。もう 1 点だけ、これはわかればいいのですが、意外とこういうリース業者というのは多いと思うんですけど、なんで今回 1 者しか入札に

参加されてないのですか。

担当課（蛭原課長補佐）仕様書は、きちんと項目を調べて作って、皆様方にお示しはしてるのですけれども、手を挙げたところが結果的に1者だったということになります。

原委員：ちなみに見積業者が参加しない理由は何か聞いてますか。

担当課（蛭原課長補佐）：ちょっとそれは分かりかねます。

川崎委員長：私、川崎の方から関連質問として、この予定価格は入札事業者にとって入札の際に事前に知りうるということになりますか。

担当課（蛭原課長補佐）：予定価格につきましては、公告文に載せてありますので、皆様方にはお示ししております。

川崎委員長：今回、応札者は自社で見積りを取ったのですが、入札金額が5万4000円、予定価格が9万5760円、落札率が56.39%ということですが、これは一般競争入札ですから、予定価格に近い金額での落札ということもないわけではないですよ。その意味では予定価格の算出については、もう少し慎重な積算が求められるような気がするんですが。いかがでしょうか。

担当課（蛭原課長補佐）：そうですね先ほどもちょっとお話したのですけれども、やはり、高い業者の見積りで予定価格を設定したという経緯があります。今回の開札結果によって、市場価格の目安が分かりましたので、今後は2者の見積り額の平均をとるとということも検討したいと思います。

川崎委員長：本件は、以上で終了します。

(10) 総括

川崎委員長：新型コロナウイルス感染症により千葉県全域が蔓延防止等重点措置区域に指定されている最中での開催となりました。したがって、昨年と同様にオンライン形式の審議となりましたが、全ての関係者の皆様の御協力により円滑な審議ができました。御協力いただきありがとうございました。提言についてでございますが、原委員、高橋委員、これまでの審議の中で改めて提言しておきたいことがありましたらお願いします。

原委員：私、今日聞いていて、高橋委員から質問があった既存のものがあつたときに、その見直しというものが、できなくなってしまうというおそれのところは非常に気になります。もちろんだうしようもない時ははあるのでしようけれども、機密情報とか、独自の技術だということで、その業者が独占状態になるというところは避けるべきであろう、だからその時に、トータルで見直して他の業者にもお声掛けするとか、専門科家委員みたいなことを作って、構築のし直しをした方がコストダウンに繋がるのではないかとか、そういった不断の検討は今後も続けていただきたいというのは感じました。

高橋委員：私も、今回の特定の案件ということではないのですが、こういった入札等の契約について、市民に情報を開示する際に、例えばその随意契約にした理由でありますとか、プロポーザル方式を取った理由とか、それぞれの契約、競争

入札でない部分に関しては理由というのが大事な情報になるかと思ひますし、その他、業者さんを具体的に選定する際の基準で、おそらく各事業での契約については、担当部署さんの専門技術的な判断とか、なかにはより業務上のというだけではなく専門性の高い判断もあつたりすると思ひのですが、そういう専門性とか、政策的な要素というのが高ければ高いほど、市民から見て分かりやすい評価基準とか判断基準、かなり難しいと思ひのですけれども、市民にも資料とともに開示しておいてもらった方がいいのではないかというふうに思ひました。

川崎委員長：ただいまお二方からの提言、極めて重要な意味を持っておりますので、記録をしていただければと思ひます。以上をもちまして、委員長の役目でございます議事の進行を終了させていただきます。

高橋室長：川崎委員長、長時間にわたりまして議事進行を務めていただき、誠にありがとうございました。また、委員長はじめ委員の皆様には、貴重な御提言、御意見をいただき、誠にありがとうございました。今後、これらの御意見等を踏まえまして、よりよい契約が行えるように改善して参りたいと思ひます。